

東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者募集要項

	3北福推第1827号
	令和3年6月29日健康福祉部長専決
改正	3北福推第4059号
	令和4年3月22日健康福祉部長専決
改正	5北康推第1982号
	令和5年6月28日健康部長専決
改正	5北康推第1992号
	令和5年6月29日健康部長専決
改正	6北康健第1123号
	令和6年4月12日健康部長専決

1 募集の趣旨

北区（以下「区」といいます。）では、運動習慣が少ない働き盛り世代等の健康づくりの意識を高めるため、スマートフォン歩数計アプリ「あるきた」を活用した「東京都北区あるきたポイント事業」（以下「本事業」といいます。）を実施しています。

「あるきた」で実施している景品の抽選において、多様かつ魅力的な景品を提供することで、利用者の健康に関心を持つ「きっかけ」とするとともに、健康を意識した行動が習慣化するための「継続支援」を行うため、本事業に協賛いただける景品協賛事業者を募集します。

2 本事業の概要

本事業の概要は、次のとおりです。

- (1) 事業の実施主体は、区です。アプリの運営は、北区からフェリカポケットマーケティング株式会社（以下「アプリ運営事業者」といいます。）へ委託して実施しています。
- (2) 「あるきた」アプリでは、ポイント獲得期間に、歩数や健康に関する記録、健康関連イベントへの参加等のポイント対象活動に応じて、利用者へあるきたポイントを付与します。
- (3) あるきたポイントを活用することができる利用者は、区内在住・在勤・在学の18歳以上の方です。
- (4) ポイント活用者は、年数回アプリ内で実施する景品の抽選に、1,000ポイントを1口として応募することができます。

3 景品協賛事業者の登録

景品協賛事業者の登録については、次のとおりです。

- (1) 景品協賛事業者は、法人その他の団体又は事業を行う個人（以下「事業者」といいます。）であることとします。ただし、小売業又は卸売業を営む区外の事業者を除きます。

(2) 以下のいずれかに該当する事業者は、登録対象から除外します。

- ア 特定の宗教・政治団体と関わる者又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- イ 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する者
- ウ 健康増進のイメージを著しく阻害するおそれのある者
- エ その他区が適当でないと認めた者

4 景品協賛事業者のメリット

景品協賛事業者となることで、以下のようなメリットがあると考えています。

- (1) アプリや北区公式ホームページ等において、本事業の景品協賛事業者として紹介します。区民等の健康づくりを応援する事業者として、イメージアップにつながります。
- (2) アプリ内の景品応募画面に写真付きで景品を掲載し、店舗情報等へのリンクを設定します。景品応募画面を見た利用者や、協賛景品に当選した利用者等の来店による新規顧客開拓や売上げの増加につながります。

5 募集期間

令和3年7月1日から随時募集します。

なお、登録を受けた月の翌々月以降に実施する抽選から景品として掲載します。

6 協賛景品の登録

協賛いただく景品は、以下のとおりとします。

(1) 協賛景品は、以下のとおりとします。

- ア 協賛景品は、商品又はサービスの提供（飲食店における食事の提供、各種施設等の利用等）（以下「商品等」という。）とします。
- イ 当選1件あたりの協賛景品（以下「当選景品」という。）の市価（税込）が、概ね500円相当以上のものとします。この場合において、複数種類の商品等をまとめて、1つの当選景品とすることもできます。
- ウ 抽選1回あたりにご提供いただく当選景品の数量は、当該当選景品の市価（税込）の合計が、概ね5,000円相当以上となる数量とします。

(2) 以下のいずれかに該当するものは、協賛景品として登録できません。

- ア 健康増進のイメージを著しく阻害するおそれのあるもの
- イ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の法令や条例に違反するもの
- ウ 特定の政治活動や宗教活動に関するもの
- エ 公序良俗に反するものその他区が本事業の趣旨にそぐわないと判断したもの

7 景品の提供方法

景品の提供方法は、次の二通りの方法から選択することができます。

(1) 引換券方式

- ア アプリ運営事業者から景品の当選者へ、景品の引換券を送付します。
- イ 当選者は、景品協賛事業者が指定する場所（北区内に限ります。）に引換券を持参し、券面に記載の引換期間内に景品と引き換えます。
- ウ 引換期間は、区と景品協賛事業者の協議により決定します。

(2) 直送方式

- ア 当選者の送付先情報（氏名、郵便番号、住所、電話番号）を区から景品協賛事業者へ提供し、景品協賛事業者から当選者へ景品を直接送付していただきます。
- イ 送料は、景品協賛事業者にご負担いただきます。
- ウ 区から提供された個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、以下を遵守することに同意いただきます。
 - (ア) 景品協賛事業者は、当選者の個人情報を第三者に漏らしてはならず、従事者への周知徹底を図らなくてはならない。また、景品の送付業務終了後も同様とする。
 - (イ) 景品協賛事業者は、景品の送付業務を、原則第三者に委託してはならない。やむを得ず委託する必要があるときは、区の承諾を受けなければならない。
 - (ウ) 景品協賛事業者は、当選者の個人情報を景品の送付業務の目的以外に使用してはならない。
 - (エ) 景品協賛事業者は、当選者の個人情報を第三者に提供してはならない。
 - (オ) 景品協賛事業者は、当選者の個人情報を区の許可なく複写、複製及び持ち出しをしてはならない。
 - (カ) 区から景品協賛事業者への当選者の個人情報の提供は、暗号化したファイルを電子メールで送信することにより行う。ただし、これによりがたい場合は、別途区と協議を行い、提供方法を決定する。
 - (キ) 景品協賛事業者は、当選者の個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の紛失、漏えいその他の事故を防止しなければならない。
 - (ク) 景品協賛事業者は、景品の送付業務終了後、すみやかに当選者の個人情報を消去しなくてはならない。
 - (ケ) 景品協賛事業者は、個人情報の紛失、漏えいその他の事故が生じたときは、直ちに区に報告しなければならない。
 - (コ) 景品協賛事業者が（ア）から（ケ）までの義務に違反し、又は怠ったことにより、区が損害を被った場合には、景品協賛事業者は、区に対しその

損害を賠償しなければならない。

8 景品提供の情報共有

景品協賛事業者は、次に掲げるとおり、区又はアプリ運営事業者と景品の提供に関するについて情報共有してください。

- (1) 引換券方式を選択した景品協賛事業者は、引換済みの引換券を保管し、引換期間終了後、区へ引換券の枚数を報告ください。
- (2) 直送方式を選択した景品協賛事業者は、当選者への景品発送完了時にアプリ運営事業者へ報告ください。ただし、住所不備等で景品発送が未完了となること等が判明した場合は、アプリ運営事業者と協議のうえご対応ください。

9 協賛の手続等

協賛に関する手続等は、以下のとおりとします。

(1) 協賛申込方法

景品協賛事業者に登録しようとするときは、「東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録申込書」(別記第1号様式。以下「申込書」といいます。)を、郵送、FAX又はEメールのいずれかの方法でアプリ運営事業者を経由して区へ提出してください。

なお、申込書の提出に代えて、北区ホームページの申込フォームからお申し込みいただくこともできます。

(2) 協賛申込の登録

区は、申込書の提出(申込フォームからの登録申込を含む。)を受けたときは、速やかに内容を確認後、「東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録通知」(別記第2-1号様式)又は「東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録拒否通知」(別記第2-2号様式)を交付するものとします。

(3) 景品の数量等の決定

抽選の各回において実際にご提供いただく景品の数量等は、登録された景品協賛事業者と区の協議により、各景品応募期間開始の概ね1か月前までに決定するものとします。

10 協賛申込内容の変更の手続等

協賛申込内容の変更の手続等は、以下のとおりとします。

(1) 協賛申込内容の変更

ア 申込内容を変更しようとするときは、「東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録内容変更届」(別記第3号様式。以下「変更届」といいます。)をアプリ運営事業者を経由して区へ提出してください。

イ 事業者の名称(店舗の名称)、業種(及び「その他」の業種)、所在地(郵便番号・住所)、電話番号、FAX番号、Eメール、店舗等HP、営業時間、定休日並びに事業者紹介文の変更については、変更内容が決定後速やかに変更届を提出してください。

ウ 景品名、景品紹介文、提供可能数量、提供可能時期（及び提供可能回数）、提供方法（及び引換場所）並びに事業者及び景品の写真データの変更については、その1か月前までに、変更届を提出してください。

エ 写真データの変更は、変更届の提出後速やかに事業者名又は景品名とともに写真データをアプリ運営事業者へメールで送信ください。

[写真データ送信アドレス]kita_kenkopoint@felicapocketmk.co.jp

（2）変更届の受理

区は、協賛事業者から変更届の提出を受けたときは、内容を確認後、速やかに「東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録内容変更届受理通知」（別記第4号様式）を交付するとともに、アプリ等の掲載内容を変更します。

1 1 協賛申込内容の辞退の手続等

協賛申込内容の辞退の手続等は、以下のとおりとします。

（1）協賛申込内容の辞退

景品協賛事業者の登録を辞退しようとするときは、その1か月前までに、「東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録辞退届」（別記第5号様式。以下「辞退届」といいます。）をアプリ運営事業者を経由して区へ提出してください。

（2）辞退届の受理

区は、協賛事業者から辞退届の提出を受けたときは、内容を確認後、速やかに「東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録辞退届受理通知」（別記第6号様式）を交付するとともに、アプリ等の掲載内容を削除します。

1 2 登録の取消

以下のいずれかに該当する場合は、区は「東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者等登録取消通知」（別記第7号様式）を交付し、景品協賛事業者又は協賛景品の登録を取り消すものとします。

（1）以下のいずれかに該当する者は、景品協賛事業者の登録を取り消します。

ア この要項に反する行為があったと認められる場合

イ 本事業の社会的信用を損なうおそれがあるなど、景品協賛事業者として不適切と認められる場合

ウ その他区が登録を取り消すことが必要と認める場合

（2）以下のいずれかに該当するものは、協賛景品の登録を取り消します。

ア 協賛景品の登録後、「6 協賛景品の登録（3）」のいずれかに該当すると認められる場合

イ その他区が登録を取り消すことが必要と認める場合

1 3 その他

この要項に規定されていない事項等に関しては、区と別途協議を行い設定します。

【申込書類提出先】

メール：kita_kenkopoint@felicapocketmk.co.jp

FAX：03-6801-8452

郵送：〒113-0033

東京都文京区本郷一丁目10番9号 住友不動産水道橋吉岐坂ビル4階
フェリカポケットマーケティング株式会社
あるきた運営事務局

【申込フォーム】

〈URL〉

[http://www.city.kita.tokyo.jp/k-suishin/kenko/kenko/kenko-yobo/
keihinkyosanzigyosha-moshikomi.html](http://www.city.kita.tokyo.jp/k-suishin/kenko/kenko/kenko-yobo/keihinkyosanzigyosha-moshikomi.html)

〈QRコード〉

**【問合せ先】**

あるきた運営事務局

電話：0570-077-122 平日9時-18時（12/29～1/3を除く）

FAX：03-6452-8801

北区健康部健康政策課健康増進係

電話：03-3908-9068 平日8時30分-17時（土日祝日、年末年始を除く）

第1号様式

申込日 令和 年 月 日

東京都北区長宛て

事業者名.....
 所在地.....
 代表者名.....
 担当者名.....
 担当者連絡先.....

東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録申込書

東京都北区あるきたポイント事業の抽選に係る景品協賛事業者の登録について、以下のとおり申し込みます。

申込者	事業者の名称 (店舗の名称)			
	業 種 (該当欄に☑)	<input type="checkbox"/> 小売・卸売業	<input type="checkbox"/> 飲食業	<input type="checkbox"/> サービス業
		<input type="checkbox"/> その他 ()		
	所 在 地	〒		
	電 話 番 号		F A X 番 号	
	E メ ー ル			
	店 舗 等 H P			
	営 業 時 間	時	分～	時 分
	定 休 日			
事業者紹介文 (220字以内) ※特典カード協力店にもご登録いただいている場合には、☐に☑し、記入を省略ください。	<input type="checkbox"/> 特典カード協力店にも登録しているため、記入を省略します。			

協賛景品の内容	景品名	
	景品紹介文 (220字以内)	
	提供可能数量	<p>抽選1回あたり()件分</p> <p>※概ね税込500円相当以上の景品をご提供ください。</p> <p>※抽選1回あたり概ね税込5,000円相当以上となる件数分をご提供ください(例:500円(税込)の商品の場合は、10件分以上)。</p> <p>※実際にご提供いただく数量は、各応募期間の概ね1か月前までに協議のうえ決定させていただきます。</p>
	提供可能時期 (該当欄に☑)	<input type="checkbox"/> 令和____年度実施分以降、毎回提供可能 <input type="checkbox"/> 令和____年度実施分以降、____回分のみ提供可能
	提供方法 (該当欄に☑)	<input type="checkbox"/> 引換券方式(引換場所:_____) <input type="checkbox"/> 直送方式(要項7(2)ウの個人情報取扱義務を遵守することに同意します。)
写真データ	<p>※アプリ等掲載用の事業者及び景品の写真データを事業者名及び景品名とともに下記メールアドレスに送信ください。</p> <p>kita_kenkopoint@felicapocketmk.co.jp</p>	
確認事項 □にチェック☑をお願いします。	<input type="checkbox"/> 以下(1)~(3)の項目に該当しないことを誓約します。 (1) 特定の宗教・政治団体と関わる者又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者 (2) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する者 (3) 健康増進のイメージを著しく阻害するおそれのある者	

※申込書に記載いただいた内容は、担当者等の内容以外アプリ等にて公開させていただきます。

令和 年 月 日
第 号

様

東京都北区長



東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録通知

この度は、東京都北区あるきたポイント事業景品協賛申込書を提出いただき、誠にありがとうございました。以下のとおり景品協賛事業者として登録しましたので通知します。

記

景品協賛事業者	事業者の名称 (店舗の名称)	
	業 種	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	E メ ー ル	
	店 舗 等 H P	
	営 業 時 間	
	定 休 日	
協賛景品	景 品 名	
	提供可能数量	
	提供可能時期	
	提 供 方 法	

※募集要項「12 登録の取消」のとおり、景品協賛事業者の登録を取り消す場合がありますのでご了承ください。

令和 年 月 日
第 号

様

東京都北区長



東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録拒否通知

令和 年 月 日付東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録
申込書について、募集要項「3 景品協賛事業者の登録」及び「6 協賛景品の登録」
に基づき、下記の理由により景品協賛事業者として登録することができないため通知
します。

記

1 登録拒否理由

2 登録拒否内容

届出日 令和 年 月 日

東京都北区長宛て

事業者名.....
 所在地.....
 代表者名.....
 担当者名.....
 担当者連絡先.....

東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録内容変更届

東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者として登録を受けていますが、以下のとおり登録内容の変更を届け出ます。

登録済の事業者の名称 (店舗の名称)	
所在地	〒
変更内容	(変更前)
	(変更後)
変更年月日	令和 年 月 日

※事業者の名称（店舗の名称）、業種（及び「その他」の業種）、所在地（郵便番号・住所）、電話番号、FAX 番号、Eメール、店舗等 HP、営業時間、定休日並びに事業者紹介文の変更については、変更内容が決定後速やかに変更届を提出してください。

※景品名、景品紹介文、提供可能数量、提供可能時期（及び提供可能回数）、提供方法（及び引換場所）並びに事業者及び景品の写真データの変更については、その1か月前までに、変更届を提出してください。

※写真データの変更については、変更届の提出後速やかに下記メールアドレスへ事業者名又は景品名とともに送信ください。

[写真データ送信アドレス]kita_kenkopoint@felicapocketmk.co.jp

令和 年 月 日
第 号

様

東京都北区長



東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録内容変更届受理通知

令和 年 月 日付けで届出のあった東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録内容変更届について、以下のとおり受理しましたので通知します。

事業者の名称 (店舗の名称)	
所在地	〒
変更内容	(変更前)
	(変更後)
変更年月日	令和 年 月 日

第5号様式

届出日 令和 年 月 日

東京都北区長宛て

事業者名.....
所在地.....
代表者名.....
担当者名.....
担当者連絡先.....

東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録辞退届

東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者として登録を受けていますが、以下のとおり登録の辞退を届け出ます。

登録済の事業者の名称 (店舗の名称)	
所在地	〒
辞退理由	
辞退年月日	令和 年 月 日 ※1か月前までの届出をお願いします。

第6号様式

令和 年 月 日
第 号

様

東京都北区長



東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録辞退届受理通知

令和 年 月 日付で届出のあった東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者登録辞退届について、以下のとおり受理しましたので通知します。

事業者の名称 (店舗の名称)	
所在地	〒
辞退理由	
辞退年月日	令和 年 月 日

第7号様式

令和 年 第 月 号 日

様

東京都北区長



東京都北区あるきたポイント事業景品協賛事業者等登録取消通知

募集要項「12 登録の取消」に基づき、以下のとおり登録を取り消しましたので通知します。

事業者の名称 (店舗の名称)	
所在地	〒
取消理由	
取消内容	
取消年月日	令和 年 月 日